

関税法施行規則の一部を改正する省令（案） 参照条文目次

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	1
○ 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）（抄）	1
○ とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（抄）（※関税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第九号）による改正後）	2
○ 特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）（抄）（※関税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第九号）による改正後）	2

◎ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

第四十三条の十二 前条第一項又は第六項の規定による指定を受けよう第四十三条の十二前条第一項又は第六項の規定による指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に提出しなければならない。

一（省 略）

二 次に掲げる事項（前条第六項の規定による指定を受けようとする二次に掲げる事項を記載した埠頭群の運営の事業に関する計画（以下「運営計画」という。）を記載した埠頭群の運営下「運営計画」という。）の事業に関する計画（以下「運営計画」という。）

イ 埠頭群の運営の推進に関する事項のうち国際基幹航路（国際戦略港湾と本邦以外の地域の港との間の航路のうち、長距離の

国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網を形成するものとして国土交通省令で定めるものをいう。第四十三条の三十一において同じ。）に就航する外貿コンテナ貨物定期船（本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて一定の日程表に従って船舶を就航させ、主としてコンテナ貨物の運送を行う事業の用に供される船舶をいう。同条において同じ。）の寄港回数の維持又は増加を図るための取組として国土交通省令で定めるものの内容

2
ホ（省 略）
（省 略）

◎ 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）

別表第一（第十一条の九関係）

	対象地域の名称	対象地域の範囲
一	北米地域	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）
二	欧州地域	ヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）
三	中南米地域	メキシコ以南の北アメリカ大陸及び南アメリカ大陸
四	大洋州地域	オーストラリア大陸
五	アフリカ地域	アフリカ大陸

◎ とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（抄）（※関稅定率法等の一部を改正する法律（令和二年法律第九号）による改正後）

附則

1～6（省略）

7 国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する稅率の適用に關して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。

◎ 特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）（抄）（※関稅定率法等の一部を改正する法律（令和二年法律第九号）による改正後）

附則

1及び2（省略）

3 国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する稅率の適用に關して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。